

## 佐賀県消防学校調理業務委託最低制限価格制度事務処理要領

### 1 目的

この要領は、佐賀県消防学校が発注する調理業務委託の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第107条第2項に基づき最低制限価格の設定基準を定めるとともに、最低制限価格制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

### 2 適用の対象

佐賀県消防学校調理業務委託最低制限価格制度は、競争入札により設計価格が100万円を超える調理業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。

### 3 最低制限価格の設定

- (1) 入札書比較最低制限価格については、予定価格の積算表の直接経費計の千円未満を切り捨てた額とする。
- (2) 最低制限価格は、入札書比較最低制限価格に100分の110を乗じて得た額を円単位まで記載する。

### 4 運用の事務手続

#### (1) 予定価格調書等

予定価格及び最低制限価格を記載した予定価格調書は封筒に入れ封印し、入札を行う際に、当該競争の場所に置くものとする。

予定価格調書の様式については、規則に定める様式によるものとする。

#### (2) 入札公告

契約事務担当者は、入札公告において最低制限価格を設けている旨の周知を徹底する。

最低制限価格を設けていることを明記していない場合は、適用の対象としてはならない。

#### (3) 入札執行

入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

入札の結果、入札書比較最低制限価格を下回る価格で申込みをした者がある場合は直ちにその者を失格とし、入札書比較予定価格及び入札書比較最低制限価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、有効な入札を行った者、かつ、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

前記 において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。

入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び規則第107条にあることを説明する。

#### 附 則

この要領は、平成24年3月7日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成26年3月6日から施行する。